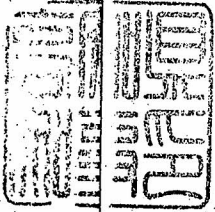


審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人

上記審査請求代理人

関係保護の
実施機関



平成23年12月26日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する生活保護の停止を決定する処分（以下「原処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

平成23年12月26日付けで提起された審査請求は、これを認容する。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人 [redacted]（以下「請求人」という。）は、法による保護（以下「保護」という。）を受けている者であるが、[redacted]（以下「処分庁」という。）は、平成23年12月8日付けで、原処分を行った。

請求人は、この原処分を不服とし、平成23年12月26日付けで高知県知事（以下「審査庁」という。）に対し審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨

原処分は、憲法第25条及び生活保護法第56条に違反した違法・不当なものであり、取り消しを求める。

(3) 審査請求の理由

請求人は、平成23年3月末をもって [redacted] 会社を退職し、 [redacted] 業務の共同事

務所を立ち上げた。請求人は、株式会社[]に属しているが、同社との間に雇用契約関係はなく、あくまでも個人事業主である。請求人が個人事業主であることは、同社からの給与明細書の「勤怠」欄がすべてゼロと記載されていることから明らかである。請求人は、平均月収3万円弱で生活に困窮し、保護の申請を行い、平成23年11月22日付けで処分庁から保護決定通知を受けた。

上記決定に伴い、請求人は、処分庁担当者の指示に従い、現住所地からの転居の準備を進め、賃貸人に対し、平成23年12月末をもって賃貸借契約を解約し、明け渡す旨を告知した。

その後、平成23年11月30日、株式会社[]から請求人の口座にA氏（以下「同僚」という。）が受領すべき[]手数料として191,964円が振り込まれた（以下「本件入金」という。）。請求人は、即日、192,000円を引き出し、同年12月1日に同僚に187,118円を支払った。

平成23年12月2日、請求人は、転居の準備も整い、処分庁に赴いたところ、担当者から、本件入金は収入に当たるので、保護の支給を停止する旨を告げられた。

請求人は、担当者に対して、「自分は事業主であるから入金のすべてが収入とは限らない。この入金も同僚に支払われるべき[]手数料等の預かり金であり、同僚の領収証もある。」と弁明したが、聞き入れられず原処分が下された。

請求人は、転居することもできず、窮地に陥り、とりあえず現住居の賃貸人に対して事情を打ち明け、平成24年1月末まで明け渡しを猶予してもらった。

本件入金が請求人の収入ではなく、預かり金であることは領収証の存在はもとより、同僚に確認すれば容易に判断できることである。

しかるに、処分庁はかかる調査を怠り、本件入金を請求人の収入と認定して原処分を下したものであり、原処分は国民に最低限度の生活を保障した憲法第25条及び不利益変更禁止を定める法第56条に違反した違法・不当なものである。

(4) 弁明の趣旨及び理由

ア 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

イ 弁明の理由

保護申請時、請求人からは平成23年11月の給与はほぼないとの申し立てであった。

しかしながら、同年12月2日に提出された給与明細書では支給合計額が

円となっており、請求人によると同僚への手数料として支払ったため、円は必要経費であるとのことであった。請求人に挙証資料の提出を求めるも、口頭約束のため資料はないとの申し出があったため、必要経費であるとは判断できず、一旦保留とした。

その後、同年12月6日に請求人から同僚が受領した旨の円の保険紹介手数料の領収書の提出があった。再度、支払内訳が分かる契約書や覚書等の資料の提出を求めるも、あくまでも口頭約束であり、この他に資料はないとの申し出であった。

そこで、請求人から提出された領収書について、就労収入の必要経費として認定することの可否についてケース診断会議を開催した結果、請求人からは領収書以上の資料の提出はなく、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚労省発社第123号。以下「次官通知」という。）第8-3-(1)-ア-(イ)及び第8-3-(5)のいずれにも該当せず、勤労に伴う必要経費として認定できないと判断したものである。

(5) 弁明に対する請求人の反論

期限までに反論書の提出はなかった。

(6) 事実認定

ア 請求人は、平成23年11月1日に処分庁に保護申請を行い、同日付で保護開始となったこと。

イ 平成23年11月18日、処分庁は請求人に就労促進員による就労面接を行い、請求人からは、会社での職歴があつて現在も代理店で業務を行っているが、歩合制で収入が安定せず、転職も含めて方向性を決めていきたいとの意向が示され、処分庁は、自立に向けて積極的な求職活動を行うよう指導したこと。

ウ 平成23年12月2日、請求人は処分庁を来所して平成23年11月分の収入申告書及び支給合計額が円のからの給与明細書を提出したこと。処分庁が請求人に対して支給額の内容を聴取したところ、同僚から顧客を紹介してもらい、その手数料として支払ったものであるが、支払った根拠資料はなく、口約束で行ったものであるとの説明であったこと。そこで、処分庁は請求人に対し、これは必要経費としては認め難く、要否判定を行って後日結果を通知すると伝えるとともに、請求人は高額家賃であり、転居指導により転居手続を進めていたが、保護停止となれば停止期間中は転居費用等の支給はできないことを説明したこと。

エ 平成23年12月6日、請求人は処分庁を来所し、同僚からの領収書を提出したこと。あわせて、同僚とのやりとりについて請求人から説明があり、会社では年間目標値があり、それによって業績が評価されて販売奨励金

の支給や次年度以降に仕事を進めるにも関係してくる。そのため、一定目標値を達成できている同僚から、請求人が目標値に至っていないなら[]を支払ってくれば自分の顧客を紹介すると提案され、承諾したものである。これは口約束であり、契約書などを交わしたのではなく、給与支給日の翌日に約束どおり[]円を同僚に支払っており、同僚には確定申告に必要なため、領収書の作成を依頼したものである、との内容であった。処分庁は、ケース診断会議に諮って取扱いを決定することを請求人に伝えたこと。

また、請求人の転居については、転居先が見つからないとの理由で転居の猶予してもらっているとのことであったこと。

オ 同日、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人から提出された資料は領収書のみであり、今回のやり取りについての別途契約書や覚書等の資料はなく、あくまでも口約束である。同僚との口約束であれば支払いを延期してもらおう等の手段も考えられ、また、実施要領上の必要経費には該当しないと判断したこと。

カ 平成23年12月8日、処分庁は同年12月1日付けで請求人世帯の要否判定を行い、勤労収入の[]円から必要経費や控除等を差し引いた[]円を収入として認定し、最低生活費は125,420円であるので保護否であると判断し、同年12月1日から請求人世帯の保護を停止すると判断したこと。

キ 処分庁は請求人に対し、平成23年12月8日付けで、平成23年12月1日から請求人世帯の保護を停止するとした保護停止決定通知書を送付したこと。

(7) 判断

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法。以下「憲法」という。）は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」（憲法第25条第1項）、「すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負ふ。」（憲法第27条第1項）と規定し、法は、「この法律は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」（法第1条）、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」（法第4条1項）、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」（法第8条第1項）、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があ

ったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」(法第61条)とされている。

また、収入の認定にあたっては、次官通知において「(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること。ア実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。イ当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。(4) 収入の認定にあたっては、(1) から(3) までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」(第8-1)、「ア勤労(被用)収入(ア)官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、第8-3-(4) によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」(第8-3-(1)-ア)、「ウ農業以外の事業(自営)収入(ア)農業以外の事業(いわゆる固定的な内職を含む。)により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的事実に基づいた妥当性のある認定を行うこと。(イ) 農業以外の事業収入を得るための必要経費は、第8-3-(4) によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕込代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿間貸業にあって家屋が自己の所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿間貸代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。」(第8-3-(1)-ウ-(ア)及び(イ))、「次の経費については、真に必要やむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定し

て差し支えないこと。ア出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費 イ就労に伴う子の託児費 ウ他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金 エ住宅金融公庫の貸付金の償還金 オ地方税等の公租公課 カ健康保険の任意継続保険料 キ国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料」(第8-3-(5))と規定されている。

これを本件についてみると、請求人は、平成23年11月分の収入申告書と給与明細書について、平成23年12月2日に法第61条に基づき処分庁に提出しており、提出された収入申告書には、勤務先は株式会社[REDACTED] [REDACTED] 働いた日数は20日、収入額は[REDACTED]円、必要経費は[REDACTED]円を訂正して[REDACTED]円と記載されており、請求人は処分庁に収入を申告するとともに、必要経費についても申告していることが伺える。

そして、平成23年12月6日に請求人から処分庁に提出された領収書には、宛先として請求人の氏名、金額として[REDACTED]円、日付けとしてH23年12月1日、発行者として同僚の氏名、内容として[REDACTED]手数料が記載されている。

しかしながら、この領収書だけでは、[REDACTED]の内容や性質が不明であり、また金額の妥当性なども全く不明なものであり、この領収書のみをもって[REDACTED]円を必要経費と認定することはできないものである。

一方、実施機関には、収入の認定にあたっては、被保護者からの収入申告書の提出を基に、給与明細等の挙証資料の提出を求めるとともに、そのほかにも収入認定を行ううえで必要と認められる場合は、勤務先や関係者への調査を行うなど直接に把握することが求められているものである。

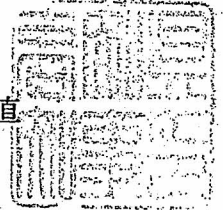
処分庁は、収入の認定に際して[REDACTED]円が必要経費であるとの請求人の主張に対し、請求人に挙証資料の提出を複数回求めたことは伺えるものの、それ以外の勤務先や同僚等への調査は行っておらず、このことは実施要領に定める具体的な調査が尽くされているとはいえず、原処分を取り消したうえで、処分庁による適切な調査を尽くしたうえで、再度決定するよう求める。

以上のことから、本審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成24年2月21日

高知県知事

尾崎 正直



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした[]を被告として(訴訟において[]を代表する者は[]となります。)処分の取消しの訴えを、あるいは、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分及び裁決の訴えを提起することができなくなります。)